

社会運動理念の形成

島本 美智男

目 次

- I. はじめに
- II. 近代民主主義
 - (i) 絶対王政と市民革命
 - (ii) 近代自然法論
 - (iii) 政治的自由主義の成立
- III. レッセ・フェールの理念と体系
 - (i) 絶対王政と重商主義
 - (ii) 自由の理念
 - (iii) 経済的自由主義の展開
- IV. 社会運動理念の形成
 - (i) 産業革命と社会問題
 - (ii) 初期社会主義と労働運動
 - (iii) マルクスにおける自由の理念
- V. おわりに

I. はじめに

現代の福祉国家は、労働者階級の貧困からの解放を約束したドイツ社会政策にその起源をもつ。が、ハイマン (E. Heimann) の言うように、その社会政策なるものが「資本主義における社会的理念の制度的沈澱¹⁾」であるかぎり、福祉国家の思想史的起源は 19 世紀前半の社会運動理念の形成に

1) Heimann, E.: *Soziale Theorie des Kapitalismus*, Tübingen 1929, S. 118.

社会運動理念の形成

こそ求められねばなるまい。本稿は、個人的自由理念の実現をめざした資本主義体制が、なにゆえに自己を否定するような社会的理念を産み落とすにいたったのか、その弁証法的発展の論理を確定しようとする。

まず第2節においてわれわれは、近代自然法論を母胎とする自由主義思想の形成を概観し、第3節では経済的自由主義における自由の本来の意味を問い直す。つづく第4節では、自由主義と社会主義の、あるいは個人的理念と社会的理念の関係を明らかにするよう試みる。

II. 近代民主主義

近代ヨーロッパの社会思想は、近代国民国家の形成という時代背景のもとに、なによりも国家論（自然法論）として歴史に登場する。

(i) 絶対王政と市民革命

ヨーロッパの封建社会は、商業革命と価格革命の影響をうけて新しい国家体系、すなわち絶対王政へと移行する。絶対主義国家は、官僚制と常備軍を支柱とする中央集権国家であり、封建貴族とブルジョワジー（商業資本）の勢力均衡のうえに立つ絶対君主の専制国家であった。そうした絶対君主の支配権能を根拠づけたのが、いわゆる神権説である。この教説によれば、国王は神の末裔とされ、国王の命令はそのまま実定法、もしくは実定法の拘束力の根拠であると考えられた。「朕は国家」であり、かつ「朕は法」であったのである。

絶対王政は、イギリスでは17世紀の、フランスでは18世紀の市民革命によって打倒される。その結果、絶対王権は制限され、領主の封建的特権ならびに封建的土地所有は廃止され、そうしてブルジョワ勢力の拡大をみるにいたる。

(ii) 近代自然法論

社会運動理念の形成

近代の自然法思想は、絶対王政と市民革命について態度決定を迫られた。その基本性格は、たとえ神がなくとも (etsi non daretur deus) 自然法は存在し妥当するというグロティウス (H. Grotius) の言葉からも伺えるように、自然法を合理主義的に解釈する点にある²⁾。もはや自然法の内容は、神法 (lex divina) と永久法 (lex aeterna) の規定をうけることなく、思弁理性によって公理的に帰結されることになる。

それとともに、自然法論の論理形式までも合理主義的に構成される。国家状態 (status civile) に先立つ自然状態 (status naturae) が想定され、そこにおける人間本性の考察が立論の起点をなす。「もはや人は、先の時代〔中世〕のように、人間の社会的本性からは出発しない。かつては諸社会制度——婚姻・家族・国家・国際社会——の全秩序とその根本規範は人間の社会的本性のなかにエンテレヒー的に内在し、したがって人間の本性は不完全な社会から完全な社会にいたる社会形態の完成および階梯秩序のもとではじめて完成されるものと考えられていた。しかるに〔今では〕、抽象によって見いだされた経験的な人間本性が出发点とされ (たとえばロビンソン・クルーソー)、道德と自然法の体系は人間本性の基礎と考えられた心理的衝動から合理主義的に演繹されるのである。」³⁾

かくして自然法論は、個人的利益とみなされる事柄を、恣意的にはないにせよ自由に、自然状態のなかに想定することができる。当然、論者の数だけ自然法は存在することになる⁴⁾。が、人間観の相違に着目して、2つのものを区別することができる。人間本性の悲観的解釈 (性悪説) は現体制の擁護に、楽観的解釈 (性善説) は体制批判に傾く。

2) Rommen, H.: *Die ewige Wiederkehr des Naturrechts*, 2. Aufl. München 1947, S. 71.

3) Rommen, H.: *Wiederkehr, a. a. O.*, S. 77-8.

4) 自然法論の諸類型については、野尻武敏「社会科学と自然法思想」(水波・稲垣・ヨンバルト編『自然法——反省と展望——』創文社1989年所収)を参照せよ。

社会運動理念の形成

ホッブス (Th. Hobbes) が想定した自然状態では、自然権 (生存権) を主張する人間たちが戦いをくり広げている。「万人の万人に対する闘争」(bellum omnium contra omnes) の渦中において、「理性の命令」が人びとに契約を結んで自然権をすべて支配者＝国家に委譲することを教える。国家状態のもとでは、人びとは最高・唯一・絶対の共通権力^{コモンウェル}の支配に服従する。だとすれば、ホッブスの自然法論はテューダー朝の保守的イデオロギーを代弁するものとも言えよう。

楽観的な人間観に立つ啓蒙期の自然法論には、自由主義的方向 (ロック、ルソー)、社会主義的方向 (メリエ、モレリ、マブリ)、開明専制的方向 (グーフェンドルフ) など、いくつかの思潮を区別することができるが、ここでは、近代政治原理の確立に与って力のあったロック (J. Locke) の立場について見る。彼の描く自然状態は、ホッブスのそれとは違って、基本的には平和状態である。すべての個人は、たんなる生存権ではなく、「生命・自由・財産」(life, liberty, possessions) への権利を自然権としてすでに与えられている。人口は少なく、土地は広大で食糧は潤沢に存在するから、そして自然法は自己消費と自己労働の範囲をこえる所有を禁じているから、権利の主張が闘争状態に導くことはない。ところが、このような自然状態においても闘争の発生する余地はある。貨幣の発明と導入——これは明らかに人びとの合意や協定をまつものではない——は私有財産の制限を撤廃させ、人口の増加は土地をますます狭きものとするであろう。かくて、人びとは所有権のより完全な保障を求めて契約を結び、そこに成立する国家はそうした不可侵の権利を擁護することを使命とするにいたる。もはや国家は、社会秩序の国有の契機ではなく、各個人の利己心による功利的な所産にすぎないのである。以上のような二重の構造をもつロックの自然状態説は、絶対王政を批判し、かつ当時の上層市民階級の利益を積極的に代弁することによって、市民革命の正当化のイデオロギーとなった。

(iii) 政治的自由主義の成立

ロックに見られたような自然権思想と自然状態説は、個の解放をあるいは消極的に、あるいは積極的に正当化する。一方では、唯権利主義的な自由権の主張が解放の「必要性」を説き、他方では国家以前の自動調和の秩序にたいする信仰が解放の「可能性」をあらわす。自然的権利と自然的調和の理念に導かれ、またたび重なる政治改革をへて、近代国家は絶対国家から法治国家へと変容していく。

もはや国王の意志が法ではなく、自然法に合致する実定法こそが法として妥当し、国王の行為をも規則する。「法の支配」によって個人は恣意的な拘束から解放される。万人の自然権は実定化されて普遍的権利となり、「法のまえでの万人の自由と平等」はたんなる解放の叫びではなく、さまざまな法規の基本法として拘束力を与えられたのである。

こうして国家と社会の分離、すなわち個人の行為に関する一般的・形式的規制たる公法の領域と諸個人の自由な活動に直接かかわる私法の領域との分離が進められる。「国家はできるだけ小さく」、ただ万人にひとしく自然権を保障すべく法制度的枠組の確立と維持に自己を限定し、「個人は他を害さないかぎり最大限に自由に」活動することができる。このような意味で、法治国家は「夜警国家」(Nachtwächterstaat)ともよばれる。

政治的自由主義の主張によると、個人が解放されたり、社会が国家から切断されたりするだけではない。個人の諸利害は自動的に調整され、社会はおのずから調和すると考えられるのである。経済の領域については後に論ずるとして、ひとまず自由民主政治のもつ自動調整能力に注目しておく。議会政治には「治者と被治者の一致」の原則が貫徹し、立法者からの強制は存在しない。しかも、さまざまな強制や拘束の障害が除去されるならば、個人は的確な認識と判断をなしえ、独立の諸個人の判断が織りなす一般の世論は国家権力を公正に制御することができる。諸種の自由権のうち、わけても「言論の自由」が叫ばれたゆえんである。

Ⅲ. レッセ・フェールの理念と体系

イギリス議会政治の生誕は、しかし実際には、万人の自由と平等を実現したのではなく、それは上層市民階級の自治にとどまった。資本蓄積に邁進しつつあった彼らブルジョワジーは、今後は経済的自治を達成しようとする。いまだ自由放任主義の時代は到来していない、じじつ絶対王政ののちも重商主義の規制体系がまだ残存している。経済的自由主義が要請されるこの時代に、経済学は市民社会の論理学として誕生したのである。

(i) 管対王政と重商主義

すでに述べたように、近代国民国家の形成は、対内的には政治権力の統一をはかり、対外的には経済力を伸張して自国の独立を確保することを必要とした。ために、各国は、強力な軍隊と官僚制の確立をいそぎ、国家財政は急激に膨張した。その財源は租税および公債に求められたが、これは国内に多量の貨幣が存在していることを前提とする。したがって、外国貿易の拡大による金銀の獲得がもっとも重要な政策課題となる。ただし重商主義には、外国貿易そのものの拡大をはかるという商業主義的側面に加え、そのための前提として自国産業を保護育成するという工業主義的な側面もある。

個別的であれ総体的であれ、貿易差額政策は、原料・農産物の輸出制限や工業製品の輸入禁止もしくは保護関税に訴えて、順なる貿易差額を実現しようとする。さらには、奨励金を交付したり租税を免除するなどして輸出の拡大をはかり、特許会社には貿易独占権を付与して外国貿易の独占につとめた。

産業保護政策としては、手工業ギルドの統制（品質管理など）、国有企業の設定、外国人技師の招聘、あるいは救貧院での職業訓練や王立機関での経営者教育など、技術進歩にかかわる数多くの施策がある。

社会運動理念の形成

このような重商主義の一連の独占政策・統制政策は、ブルジョア階級の勃興に寄与した。それらはすべて、「市場が機能するうえで必要なものにほかならない」⁵⁾のである。重商主義的統制が克服されるべき障害と化するのは、ブルジョワ階級の成熟ののちである。

(ii) 自由の理念

国家統制の資本主義が自由放任の資本主義へと改変されるとき、かの啓蒙主義の理念が再び重要な役割を演じる。個の解放はまだ完了していないからである。

たとえばハイマンも、経済的自由主義における「自由」の真の意味、個人的理念としての「自由」⁶⁾をやはりロックに見いだしている。ほんらい個人の自由は、法的・政治的のそれにとどまるものではなく、社会的・経済的な自由でもあり、人間生活の中心的地位を占める労働⁷⁾のなかでの人間の独立を意味するのである。それはまた、人間の自己実現・完成の契機であるかぎり、労働における人間の品位とでも形容すべきものであろう。そうした経済的自由は普遍化されねばならない。なぜなら、それは、特定の個人の自由にすぎないものであるなら、統制と強制の体系を変革するエネルギーにはなりえないからである。経済的自由は、ゆえに、個人的自由であり、かつ民主的自由として平等の理念ともかたく結びつく。

では、労働における万人の独立性はいかにして確保されるのか。ロックが私有権の制限を論じたとき、まさに彼はこの問いに答えていたのである。

5) Heimann, E.: *Soziale Theorie der Wirtschaftssysteme*, Tübingen 1963, S. 69 (野尻武敏・足立正樹訳『近代の運命』新評論1987年94ページ)。Vgl. Heimann, E.: *Communism, Fascism or Democracy*, New York 1938, pp. 17-22.

6) Heimann, E.: *Wirtschaftssysteme, a. a. O.*, S. 102 f. (邦訳137ページ以下)。

7) ロックにおける私有権およびその制限の倫理的論拠については、次の文献が詳細に論じている。Lantz, G.: *Eigentumsrecht—ein Recht oder ein Unrecht?*, Stockholm 1977, S. 73-92.

社会運動理念の形成

人びとの自然権として承認すべき所有権の対象は、ハイマンのいう「個人財産」(Individueigentum, individual property)、すなわち所有者一個人が運用できる範囲内の財産、個人労働に対応する財産、にはかならない。労働の型と所有の型との一致こそ、経済民主主義の規準である。自由主義は、民主主義であるそのかぎりにおいて社会変革を指導することができる。

では、以上のような個人的理念を普遍的に保証する経済秩序とは、いったいどのようなものか。すべての個人が自由に経済活動を営むことができるには、経済そのものが、他の諸力(宗教・道徳・法・政治など)によって秩序づけられなくとも、自己に内在する秩序原理によって自律化できなければならない。個の解放は経済の解放と軌を一にする。経済の自動調整能力を論証するという使命をになって、経済学が誕生する。その創始者、ケネー(Fr. Quesnay)、とくにアダム・スミス(A. Smith)の理論においては、啓蒙期の自然調和の思想が、自由競争秩序のもとでの価格機構⁸⁾にたいする期待となって再現される。

彼の著書、『国富論』(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations)は、その表題のとおり、国富の源泉とその増進の方法を探究したものである。スミスにとって、国富とは重商主義的な意味での貨幣(金銀)ではなく、日常の必需品・便宜品であり、これらはすべて労働の生産物にはかならないから、国富の増進は労働生産力の質的・量的改善によってこそ実現されるのである。質的改善、すなわち労働生産性の向上は、経済主体の交換性⁹⁾と分業の深化=交換の拡大とに依存する。交換のメカニズムを解明する価値価格論(同書第1編)は、伸縮的な市場価格によってすべての商品の供給量が有効需要に適合するよう自動的に調整されていく論理を明らかにした。量的改善、すなわち生産的労働の増加は、

8) Vgl. Messner, J.: *Die soziale Frage*, 7. Aufl. München 1964, S. 67 f.; Taylor, O. H.: *A History of Economic Thought*, New York 1960, Ch. 3-4.

社会運動理念の形成

経済主体の節儉 (parsimony or thrift) と資本の蓄積とに依存する。資本形成・再生産のメカニズムを解明する資本蓄積論 (同書第2編) は、私有権が保証されるなら地位改善の利己心が資本の不断の蓄積とその生産的労働への再投資に結実し、また恣意的な統制がなくなれば資本がその雇用する生産的労働量の多い順に農業→製造業→国内商業→外国貿易へと自然的に投下される、その論理を明らかにした。いずれの理論においても、個人の自愛心が出発点とされている。何びとも、資源の最適な配分や所得公正な分配や国民的資本の増加をめざして行動するのではないし、ましてやそれを強制されるのではない。ただ「自分の生活条件を改善しようとする願望」に導かれて、交換し貯蓄するのみである。ところが、この利益は市場機構によって公益と合致するのである。われわれはここに、「人間は見えざる手によって、彼の意図にはなかった一つの目的を促進するよう導かれ⁹⁾る」という、『国富論』の基本命題を見ることができる。市民社会ないしは商業社会の自主的な秩序形成に信をおくスミスの樂觀論¹⁰⁾には、社会的矛盾の発生する余地などとうてい認められない。人びとは、彼の労働価値説によれば、労働を投下し、その生産物の市場評価に応じて分配をうける(貢献原則)。所得や資産の分配に格差が生じて、それは正義の侵害というべきものではない。さらに市民社会のもとでは、国富の増大が下層階級の生活水準をも改善し彼らの徳性を向上させるのだから、社会的不平等が——たとえ存在するとしても——秩序の混乱を招くこともない。

9) Smith, A.: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford 1976, p. 456.

10) 次の言葉はそのような社会観を物語っている。「あらゆる特惠、あらゆる拘束の体系が取り除かれるならば、単純明白な自然的自由の体系がおのずから樹立されるであろう」(ibid, p. 687).

(iii) 経済的自由主義の展開

経済学の創始者によって唱えられた「レッセ・フェール」(Laissez-faire)の理念は、数多くの信奉者を見だし、また新しい社会諸制度のなかに現実化されていく。

自由主義を自然法論の土台から切り離して功利主義のうえに再構築したのは、ベンサム(J. Bentham)である。¹¹⁾ 彼は自然法学および同感法学に信をおかず、科学的に厳密な、だから自然科学的な自由主義社会理論を提示しようとした。彼にとって、人間とは動物と同じように同質的・利己的個体として因果必然的衝動(快苦の感覚)に従って行動する存在者にすぎない。行動の客観的基準も直接この人間観から導き出される。それがかの有名な「最大多数の最大幸福」である。のちにミル(J. S. Mill)によっても批判されたように、ベンサムの体系には幾多の矛盾が見られるが、しかし万人の快樂を最大にすべしという単純明快な功利主義の主張は、普通選挙への道をひらくなど、19世紀前半のイギリスに深く浸透していった。

ベンサムの影響は経済学の分野にも及んだ。マルサス(Th. R. Malthus)とリカード(D. Ricardo)によって、自由主義経済学は理論的に精密化されるとともに、社会的発言力を強めていった。前者の人口論は、ゴドウィン(W. Godwin)の平等主義への批判を通して救貧法の廃止を提唱した。彼によれば、貧困は体制固有の問題なのではなく、人口増加と食糧生産との成長率格差にもとづく普遍的な問題にすぎず、救貧政策は事態をかえって悪化させるのみである。こうして、国家の自由放任と個人の自助努力の原則が再確認されることになる。後者の地代論¹³⁾は、地主と資本家との利

11) Bentham, J.: *Introduction to the Principles of Moral and Legislation*, 1789.

12) Malthus, T. R.: *An Essay on the Principles of Population*, 2nd ed. 1803.

13) Ricardo, D.: *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, 1817.

社会運動理念の形成

害対立を背景に、穀物法の弊害を指摘した。穀物の自由な流入を阻害する同法は、耕作地の圧迫をますます促進して地代を高めつつ、利潤率と賃金率を低下させることによって、資本蓄積と人口増加の停止したいわゆる「静止状態」の到来を加速するからである。

古典学派の主張は時代の要請でもあり、自由市場の原理は諸種の制度改革に具体化された。フランス革命のインパクトをうけて制定された団結禁止法（1799、1800年）は、自由主義の個人主義的基礎をあらためて浮き彫りにした。徒弟法と救貧法の廃止（それぞれ1813年と1834年）は重商主義の労働統制政策を終焉させ、ここに冷酷なまでに「自由な」労働市場が形成される。さらに穀物法の廃止（1846年）は地主階級に大きな打撃を与えつつ、自由貿易主義の確立に導いたのである。

IV. 社会運動理念の形成

レッセ・フェールの理念にかぎらず、およそ理念なるものが真に批判されるのは、それが現実の運動と制度に具体化されたのちである。では、歴史はいかなる審判を下したのであろうか。

（i）産業革命と社会問題

産業革命の致来が予見だにできなかった時代（ロック）、あるいはそれが全容を開示するには至らなかった時代（スミス）、そのような時代のなかでなら、万人の自然権と事物の自然調和の理念に心酔することもできたであろう。しかしすでに農業革命（第2次囲い込み運動）は、近代的大土地所有制を成立させ、農業技術の進歩とあいまって農業生産力を飛躍的に増大させはしたが、他面、独立生産者の世界というあの経済民主主義の前提を切り崩しにかかっていたのである。

産業革命の特徴は、何よりもまず機械の発明と生産過程の機械化にある。それと同時に、生産の単位も従来のマニュファクチュア制度から近代的工

社会運動理念の形成

場制度へと転換し、機械化にともなう巨額資本の必要性は株式会社組織を徐々に定着させていく。こうして、18世紀の後半に綿工業から始まった工業化の波は、早くも19世紀前半には鉄工業、機械工業へと拡がり、人類は未曾有の経済発展を経験する。

産業革命はたんなる技術革命ではなく、重大な社会変革でもあった。都市においても独立生産者の没落がすすみ、プロレタリアートが形成される。機械化は機械のリズムに合わせて労働することを強制し、またそれによる作業の単純化は、もはや職人的熟練を必要とはせず、婦人労働・児童労働を可能にした。少なくともトインビー (A. J. Toynbee) やマントゥ (P. Mantoux) の古典的業績によるならば、¹⁴⁾ プロレタリアートは低賃金と長時間労働あるいは失業といった事態にさらされたと言える。かりに賃金率によって測られる彼らの生活水準が上昇したとしても、都市化による住宅事情と公衆衛生の悪化は彼らを苦しめたであろう。しかし、さらに重要なのは、労資の厳格な支配従属関係のもとで推進された合理化と機械化が「労働における人間の品位」の失墜を招いたことである。人間の尊厳の基礎たるべき労働は合理的な経営目的のための手段となり、機械と無差別の関係におかれる。手段はその本性からしてつねに購入者の自由処分に任せられ、目的達成ののちは無価値のものとならざるをえない。ハイマンのいう「Entwürdigung」であり、「Entehrung」である。¹⁵⁾ 個人的自由が社会的自由にまで高められる必要性がここにある。「自由主義的自由要求は封建秩序の法的不自由に端を発した。社会的自由要求は、法的・経済的自由の基礎のうえに生長してきた、資本主義の社会的不自由から始まる。」¹⁶⁾

14) Toynbee, A. J.: *Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England*, London 1884; Mantoux, P.: *La révolution industrielle au XVIII^e siècle en Angleterre*, Paris 1906.

15) Heimann, E.: *Kapitalismus, a. a. O.*, S. 96 u. 90.

16) ders.: *Kapitalismus, a. a. O.*, S. 84.

社会運動理念の形成

(ii) 初期社会主義と労働運動

しかしながら、いまだ労働者の階級意識は形成されておらず、労働運動も組織化されていない。19世紀の前半に労働運動の指導理念を示したのが初期社会主義の¹⁷⁾人びとであった。きわめて多岐にわたるこの思潮のうち、ここでは、オーウェン (R. Owen) の社会改良主義¹⁸⁾について論じよう。彼もアダム・スミスと同様に、私益が公益へと展開する可能性を否定してはいない。が、環境説にたつオーウェンにとって、私益は広い意味での教育によってのみ公益につらなるのである。彼が模範工場を設立し、また普通教育のための教育改革に着手したことは広く知られている。こうした一連の実験を通して、彼は労働者の自助の理念を唱え、自助の困難なケースには労働者保護を認めた。やがて展開される労働組合運動および消費組合運動には、彼の基本思想が受け継がれている。

労働運動の組織化のもうひとつの契機となったのは、団結禁止法の廃止(1824年)である。それ以前は、機械化によって地位を奪われた労働者、ことに熟練労働者が散発的に機械の打ち毀しをおこなった。以後、労働者の運動は活発化し、社会立法の制定が進められる。すでに労働力の商品化は人道的見地より批判され、生産的労働の保全の必要は資本家によっても認識されていたので、イギリスでは早くも1802年に最初の工場法が制定された。そしてとくに、工場立法の歴史のうえで最も重要な33年法、「連合王国の工場の児童、年少者の労働を規制する法律」では、その名のとおり児童労働の規制に重点をおき、監督制度を整備して法的実効性を確保し、さらには普通教育の展望のもと工場児童の教育にかんする規定を示した。このような労働者保護政策はひきつづき拡充され、婦人労働の規制や10時間労働の実施に導いた。他方、労働者の運動も全国労働組合連合の結成

17) その類別化は、たとえば次の文献で簡潔になされている。Hofmann, W.: *Ideengeschichte der sozialen Bewegung*, 6 Aufl., Berlin 1979.

18) Cf. Owen, R.: *A New View of Society*, 1813-14.

社会運動理念の形成

(1834年) に象徴されるように大きな成果をあげ、 ロッチデールの先駆者組合はその後の消費協同組合運動の礎石となったのである。

社会的自由の理念は先進国イギリスにあつては、体制内の社会改良に結実するにとどまった。しかし、それはさらに社会革命のイデオロギーにまで発展する。後発工業国ドイツにおいて被抑圧階級の利益を代弁したマルクス (K. Marx) によってである。

(iii) マルクスにおける自由の理念

初期の社会主義者が資本主義体制を道徳的に批判したの¹⁹⁾に対して、マルクスは体制崩壊の必然性を論証しようと試みる。

彼の経済学体系の根底におかれている歴史理論、いわゆる唯物史観は、人間社会の発展を、人間生活の基礎条件＝物質生産から把握する。物質生産のために人間が自然に働きかけてそれを改変する能力は、「生産力」(Produktivkräfte) とよばれ、これは労働力と生産手段からなる。この生産手段の所有関係が「生産関係」(Produktionsverhältnisse) とよばれるものであり、これによって生産活動における人と人との関係の在り方が決定される。生産力と生産関係は人間社会の下部構造を構成し、上部構造(法、政治、その他の意識形態)を決定する。物質の運動が内在的矛盾から生ずるように、人間社会の運動は、すみやかに発展する生産力とそれに遅れて桎梏と化する生産関係との矛盾に起因し、やがて必然的に上部構造を改革するにいたる。したがって、人類の歴史は有産者と無産者の階級闘争の歴史にほかならず、資本主義社会といえども労資対立という自己の内在的矛盾のゆえに崩壊せざるをえないのである。では、社会革命の条件はいかにして整えられるのであろうか。

19) その理論の根拠、「労働全収権」については、次の古典的研究を参照せよ。
Menger, A.: *Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Darstellung*, 3 Aufl., Stuttgart u. Berlin 1904.

社会運動理念の形成

マルクスは、その剰余価値論において、資本家のめざす剰余価値が流通過程からではなく生産過程から創出されることを明らかにし、搾取のメカニズムを暴露した。さらに資本蓄積論においては、労働力の商品化あるいは賃労働関係という資本制生産の前提条件そのものがたえず再生産されてくる論理を解明している。私有財産制のもとでは、資本家の元本が労働者の労働力商品と公正に、つまりその価値に従って交換されたとしても、賃労働者は必要労働時間（＝労働日－剰余労働時間）にちょうど見合うだけの賃金を取得するにすぎないから、彼は一生涯たえず労働力の売り手として市場に現われざるをえないのである。

資本家は、剰余価値を消費にまわすことによって自己の生活水準を向上させることもできるが、もしそれを資本としてたえず再投資したなら社会的支配力を強化することができるであろう。消費欲求には限度があるけれども、勢力欲動には限度というものはない。資本主義経済は、マルクスも認めているとおり、すぐれて動態的な体制である。

そのような資本蓄積の経済的・社会的帰結は、いくつかの法則や理論にまとめられている。²⁰⁾（1）資本家の推進する生産の強化は、「資本の有機的構成」（ $c/c+v$; c は不変資本、 v は可変資本）の高度化、たえざる機械化によって実現される。（2）資本の有機的構成が上昇すれば、剰余価値率＝搾取率（ m/v ; m は剰余価値）を一定とおくと、利潤率（ $m/c+v$ ）は低下するから、搾取を強化する必要が生じる——利潤率低下傾向法則。（3）生産強化＝搾取強化をなした大資本家へと資本は集中し、小資本家は没落して両極分解が進む——集中化法則。（4）機械化の進展は雇用機会を減少させ、賃金率を引き下げると同時に、「産業予備軍」を形成させる——窮乏化法則。（5）剰余価値の生産と蓄積は生産諸力を拡大させるが、資本家の減少と労働者の増加は購買力の増大を妨げる——恐慌論（過少消費・過剰生産説）。その結果、少数の資本家への生産手段の集中と労働者の

20) 『資本論』のなかの「資本制蓄積の歴史的傾向」を参照せよ。

社会運動理念の形成

社会的結合は、社会革命を不可避のものとする。資本主義の外殻は破壊され、資本家的私有の弔鐘が鳴る。収奪者は収奪される。資本主義崩壊の必然性はすでに証明された。あとは実践あるのみ。歴史は人間によって、一定の法則に従って造られるからである。

しからは、資本主義の終焉ののち、われわれは何処へ行くのだろうか。『資本論』(Das Kapital)はこの体制の構造法則と変動法則を対象とした研究であるから、共産主義についてはごくわずか言及されているにすぎないが、それにもかかわらず、われわれはそこに初期マルクスを、²¹⁾いな啓蒙主義の自由理念さえをも再発見することができよう。

近代技術と産業革命は、集中化(大経営)と無産化をもたらした。ハイマンのいう小経営民主主義は、独立生産者の世界における個人労働と個人所有の一致によって保証されるわけだが、いまや個人労働は細分化・組織化されて共同労働に変容している。かねてよりハイマンは、共同労働とは合致しなくなった個人財産を私有財産(Privateigentum, private property)とよび、両者を明別してきた。個人財産が労働財産であったのにたいし、私有財産は階級財産である。人間の労働は、個人財産のもとでの独立的労働から私有財産のもとでの従属的労働へと変化した。個人財産がなければ労働における人間の独立性、すなわち個人的自由は存在せず、それに同時に万人の平等も否定される。共同労働のなかでの共同的な自己実現への要求、社会的自由要求は、共同労働に合致する共同所有を求めてやまないであろう。マルクスの社会主義は、労働者の不自由と資本家の私有財産こそを否定し、そのことによって経済民主主義を再び回復せんとする思想なのである。²²⁾

もちろん、私有が共有に変えられるだけではない。私益を公益につなぐ

21) とくに、『経済学・哲学草稿』(Ökonomisch-philosophische Manuskripte, 1844)における「疎外論」を見よ。

22) Heimann, E.: *Kapitalismus, a. a. O.*, S.96 f.; ders: *Communism, op cit.*, pp. 82 - 92.

社会運動理念の形成

ことのできなかつた自由市場も、中央計画へと転換されなければならない。市場は、一方で勢力支配の自由を放置し、他方では生産の無政府状態（恐慌）を惹起した。社会学的にも経済学的にも非合理的な「必然の王国」から、われわれは必然的に「自由の王国」に移る。²³⁾そこで人びとは物質的欠乏による拘束、私有制と資本支配の拘束、国家権力の拘束、これら一連の鎖から解放される。技術は高度に発展をとげ、物質生産が増強される。人びとは共有財産のもとで共同的に労働し、共同的に自己を実現する。「劳苦」（スミス）にすぎなかつた人間労働は、人間的尊厳の基礎たる本来の地位に復位し、それとともに「人間の回復」が成就するのである。

マルクスは、社会運動に組織と理論装備を授けることによって、ことに後発国ドイツにおいて、それを急進化させた。資本主義体制は、こうして自己改革か自己崩壊かの選択を迫られることになる。

V. おわりに

スミスの自由主義は資本主義を自然秩序として捉え、反対にマルクスの社会主義はそれを歴史秩序として捉えた。が、双方の理論は決定論である点において変わりはない。「啓蒙期の自然秩序の理念が静態的な必然調和思想をあらわすとすれば、この〔たとえばマルクスの〕歴史発展法則の理念は、動態的な必然調和思想を表現すると、いえるかもしれない。²⁴⁾」決定論は、だからといって、社会運動への実践的情熱を冷やすものではない、むしろ逆である。自由主義と社会主義がそれぞれの時代に、社会変革の指導理念でありえたのは、ひとつにその決定論が人びとに変革の成功を確信させたからである。それともうひとつ、いずれの思想も、個人的であれ社

23) エンゲルスによる社会の発展形態の図式も参照せよ (Engels, Fr.: *Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft*, 1882).

24) 野尻武敏「自由主義と社会主義のあゆみ——その経済秩序論の新傾向によせて——」(『南山大学経済学部創立記念論集』1961年所収) 135 ページ。

社会運動理念の形成

会的であれ、とにかく民主的・普遍的な自由を唱え、そのかぎりにおいて啓蒙主義の解放思想につらなることによって、強大な社会的変革力をもつことができた。したがって、自由主義と社会主義を分かつものは、自由を全体へと統合する様式の違いにすぎないのかもしれない。

(平成元年10月12日受理)